

平成十一年自治省令第二号

在外選挙執行規則

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百七十二条第一項並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第二十三条の三第一項及び第二項、第二十三条の七第一項第三号、第三項、第四項及び第七項、第二十三条の八第一項第三号及び第四項、第二十三条の十第一項、第二十三条の十四第二項、第二十三条の十七第一項、第六十五条の五第二号、第六十五条の十一第二項並びに第四百四十五条の規定に基づき、在外選挙執行規則を次のように定める。

目次

第一章 在外選挙人名簿（第一条―第三条）

第二章 在外選挙人名簿の登録等（第四条―第十五条の二）

第三章 在外投票（第十五条の三―第二十六条）

第四章 補則（第二十七条）

附則

第一章 在外選挙人名簿（在外選挙人名簿の様式等）

第一条 在外選挙人名簿（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもって調製するものを除く。）は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

2 法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもって調製する在外選挙人名簿は、当該在外選挙人名簿に記載されている事項を記載した書類を別記第一号様式に準じて調製できるものでなければならない。

3 磁気ディスクをもって調製する在外選挙人名簿に記載されている全部の事項を記載した書類及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号。以下「令」という。）第二十三条の十六において読み替えて準用する令第十九条第一項に規定する在外選挙人名簿記載書類は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

4 在外選挙人名簿の抄本及び磁気ディスクをもって調製する在外選挙人名簿に記載されている一部の事項を記載した書類は、別記第二号様式に準じて調製しなければならない。

第二章 削除

（在外選挙人名簿の抄本の閲覧等）

第二条の二 公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）第三条の二から第三条の四までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。

2 前項において準用する公職選挙法施行規則第三条の二第二項の文書及び第三条の三第二項の文書は、別記第二号様式の二及び別記第二号様式の三に準じて作成しなければならない。

（在外選挙人名簿が磁気ディスクをもって調製されている場合に閲覧させる事項）

第三条 法第三十条の十二において準用する法第二十八条の二第一項（同条第九項において読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十八条の三第一項の規定により在外選挙人名簿に記載されている一部の事項を閲覧させる場合における閲覧させる事項は、別記第二号様式に記載すべき事項とする。

第二章 在外選挙人名簿の登録等

（在外選挙人名簿登録申請書の様式等）

第四条 法第三十条の五第一項の規定による在外選挙人名簿の登録の申請書（以下「在外選挙人名簿登録申請書」という。）は、別記第四号様式に準じて作成しなければならない。

2 在外選挙人名簿登録申請者は、法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証、令第六十五条の十一「投票用紙等」という。）を国外における住所以外の場所（当該在外選挙人名簿登録申請者に係る旅券法施行規則（令和四年外務省令第十号）第十五条の規定により提出された同規則別記第十二号様式による在留届（同条の規定により送信された同号様式に記載すべき事項に相当する

情報を含む。以下単に「在留届」という。）に「在留地の緊急連絡先」として記載又は記録されている場所（以下「在留地の緊急連絡先」という。）に限る。以下「住所以外の送付先」という。）において受け取りとする場合においては、在外選挙人名簿登録申請書に当該住所以外の送付先を記載することができ。

（同居家族等を通じて行う旅券等の提示）

第四条の二 令第二十三条の三第一項に規定する総務省令で定める者は、在外選挙人名簿登録申請者に係る在留届に「氏名」又は「同居家族」として記載又は記録されている者で、当該在外選挙人名簿登録申請者以外の者（日本国籍を有する者に限る。以下「同居家族等」という。）とする。

2 在外選挙人名簿登録申請者が、令第二十三条の三第一項の規定により同居家族等を通じて旅券（旅券を紛失し、又は焼失したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合にあっては、当該在外選挙人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類であつて次条に定めるもの。以下「旅券等」という。）を提示しようとする場合においては、当該在外選挙人名簿登録申請者が署名をした別記第五号様式の二による申出書を領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）（法第三十条の五第二項に規定する総務省令・外務省令で定める地域にあっては、同項に規定する総務省令・外務省令で定める者。第六条を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。

3 前項の規定により在外選挙人名簿登録申請者の旅券等を提示した者は、領事官に対して自らの旅券を提示しなければならない。

（在外選挙人名簿の登録の申請のときに提示する書類）

第五条 令第二十三条の三第一項第一号に規定する総務省令で定める書類は、在外選挙人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類であつて、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。

一 日本国又は居住国の政府又は地方公共団体が交付した書類であつて、当該在外選挙人名簿登録申請者の写真を貼り付けてあるもの

二 在外選挙人名簿登録申請者がやむを得ない理由により旅券又は前号に掲げる書類を提示することができない場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか一のもの及びロに掲げる書類のいずれか二のもの。ただし、ロに掲げる書類の提示が困難な場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか二のもの

イ 前号に定めるもののほか、日本国又は居住国の政府又は地方公共団体が交付した書類（健康保険組合、国民健康保険組合又は国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合その他の公的機関（外国の公的機関を除く。）が交付した被保険者証、組合員証、年金証書等を含む。）

ロ 日本国又は居住国の政府又は地方公共団体以外の者が交付した書類であつて、当該在外選挙人名簿登録申請者の写真を貼り付けてあるもの

2 在外選挙人名簿登録申請者が旅券又は前項各号に掲げる書類を提示することが困難であると認められる特別の事情がある場合においては、領事官は、これらの書類に代えて当該在外選挙人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する資料として適当と認めるものの提示又は提出を求めることができる。

（住所を有することを証するに足りる文書の提示の特例）

第六条 令第二十三条の三第一項に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 住所要件期間（令第二十三条の三第二号に規定する住所要件期間をいう。次号において同じ。）が三箇月以上である在外選挙人名簿登録申請者 当該在外選挙人名簿登録申請者が領事官の管轄区域内にその申請の日（法第三十条の五第三項第一号に定める日）をいう。以下この号において同じ。）の三月前の日以前に到着した旨の旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十六条の規定による届出が当該申請の日の三月前の日以前にされているとき。

二 住所要件期間が三箇月に満たない在外選挙人名簿登録申請者 当該在外選挙人名簿登録申請者が領事官の管轄区域内に居住開始日（当該管轄区域内に住所を有することとなった日）として

法第三十条の五第一項の規定による申請書に記載された日をいう。以下この号において同じ。）以前に到着した旨の旅券法第十六条の規定による届出が当該居住開始日以前にされているとき。

（在外選挙人名簿登録申請書提出後の変更の届出書の様式等）

第六条の二 令第二十三条の三第二項第四号に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

2 令第二十三条の三第二項の規定による届出書は、別記第四号様式の二に準じて作成しなければならない。

（変更の事実を証するに足る文書の添付の特例等）

第六条の三 令第二十三条の三第四項ただし書に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

2 令第二十三条の三第四項ただし書に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 令第二十三条の三第二項第三号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合
住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。
二 令第二十三条の三第二項第四号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとき。
イ 氏名 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第六十六条、第七十条、第七十四条、第七十六条、第九十五条、第九十八条、第一百七十七条又は第一百七十七条の二の規定による届出が領事官にされているとき。

ロ 本籍 戸籍法第九十八条、第一百条、第一百八条又は第一百十条の規定による届出が領事官にされているとき。
ハ 住所以外の送付先 在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

（在外選挙人名簿登録申請者の資格に関する意見書の様式）
第七条 令第二十三条の三第五項に規定する在外選挙人名簿登録申請者の在外選挙人名簿に登録される資格に関する意見書は、別記第五号様式に準じて調製しなければならない。

（在外選挙人名簿登録移転申請書の様式等）
第七条の二 法第三十条の五第四項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転の申請書（以下「在外選挙人名簿登録移転申請書」という。）は、別記第四号様式の三に準じて作成しなければならない。

2 在外選挙人名簿登録移転申請者は、投票用紙等を国外における住所以外の送付先において受け取ろうとする場合には、在外選挙人名簿登録移転申請書に当該住所以外の送付先を記載することができる。

（受任者を通じて行う旅券等の提示）

第七条の三 令第二十三条の三の二第一項に規定する総務省令で定める者は、在外選挙人名簿登録移転申請者から委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。

2 在外選挙人名簿登録移転申請者が、令第二十三条の三の二第一項の規定により受任者を通じて次条に定める書類を提示しようとする場合には、当該在外選挙人名簿登録移転申請者が署名をした別記第五号様式の三による申出書を市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

3 令第二十三条の三の二第二項の規定により在外選挙人名簿登録移転申請者の次条に定める書類を提示した受任者は、市町村の選挙管理委員会に対して、国又は地方公共団体が交付した書類であつて当該者の写真を貼り付けてある書類その他市町村の選挙管理委員会が適当と認める書類を提示しなければならない。

（在外選挙人名簿への登録の移転の申請のときに提示する書類）

第七条の四 令第二十三条の三の二第一項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。

一 日本国又は地方公共団体が交付した書類であつて、当該在外選挙人名簿登録移転申請者の写真を貼り付けてあるもの

二 在外選挙人名簿登録移転申請者がやむを得ない理由により前号に掲げる書類を提示することができない場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか一のもの及びロに掲げる書類のいずれか一のもの。ただし、ロに掲げる書類の提示が困難な場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか二のもの

イ 前号に定めるもののほか、日本国又は地方公共団体が交付した書類（健康保険組合、国民健康保険組合又は国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合その他の公共的機関（外国の公共的機関を除く。）が交付した被保険者証、組合員証、年金証書等を含む。）

ロ 日本国又は地方公共団体以外の者が交付した書類であつて、当該在外選挙人名簿登録移転申請者の写真を貼り付けてあるもの

（在外選挙人名簿登録移転申請書提出後の変更の届出書の様式等）

第七条の五 令第二十三条の三の二第二項第二号に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

2 令第二十三条の三の二第二項の規定による届出書は、別記第四号様式の四に準じて作成しなければならない。

（変更の事実を証するに足る文書の添付の特例等）

第七条の六 令第二十三条の三の二第三項ただし書に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

2 令第二十三条の三の二第三項ただし書に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 令第二十三条の三の二第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合
住所を定めた旨の旅券法第十六条の規定による届出又は住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

二 令第二十三条の三の二第二項第二号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとき。

イ 氏名 戸籍法第六十六条、第七十条、第七十四条、第七十六条、第九十五条、第九十八条、第一百七十七条又は第一百七十七条の二の規定による届出がされているとき。

ロ 本籍 戸籍法第九十八条、第一百条、第一百八条又は第一百十条の規定による届出がされているとき。

ハ 住所以外の送付先 在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

（在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見を求める方法）

第七条の七 令第二十三条の五の二第一項の規定による国外における住所に関する意見の求めは、次条に規定する事項を市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である外務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法又は当該事項を記載した書類を送付する方法によつて行うものとする。

（在外選挙人名簿登録移転申請者に係る通知事項）

第七条の八 令第二十三条の五の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、生年月日及び法第三十条の五第四項に規定する国外転届に転出予定日として記載された日その他の必要な事項とする。

（在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見を述べる方法）

第七条の九 令第二十三条の五の二第二項に規定する外務大臣が市町村の選挙管理委員会に対して述べる在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見は、外務大臣の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機に送信する方法又は書類を送付する方法によつて行うものとする。

(在外選挙人証の記載事項等)

第八条 令第二十三条の七第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、選挙人の性別、在外選挙人証の交付番号及び衆議院小選挙区選出議員の選挙区とする。

2 選挙人が投票用紙等を住所以外の送付先において受け取るうとする場合においては、令第二十三条の七第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、前項に定める事項のほか、住所以外の送付先とする。

3 在外選挙人証は、別記第六号様式に準じて調製しなければならない。

(在外選挙人証の記載事項の変更等)

第九条 令第二十三条の七第二項の規定による在外選挙人証の記載事項の変更の届出書は、第十一条第二項に規定する場合に用いるものを除き、別記第七号様式に準じて作成しなければならない。

2 令第二十三条の七第三項に規定する総務省令で定める記載事項は、住所以外の送付先とする。令第二十三条の七第三項に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 国外における住所 当該選挙人が住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の届出がされているとき。

二 住所以外の送付先 当該選挙人が在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の届出がされているとき(住所以外の送付先を在外選挙人証に新たに記載する場合には、当該選挙人に係る在留地(在留地の緊急連絡先が記載又は記録されているものに限る。))が提出されているとき。

4 令第二十三条の七第四項に規定する総務省令で定める書類は、別記第八号様式に準じて調製しなければならない。

5 令第二十三条の七第六項の規定による在外選挙人証の交付は、当該在外選挙人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と同条第四項の規定により同条第二項の規定による届出書を送付した領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとする。

(職権による在外選挙人証の記載事項の変更)

第十条 市町村の選挙管理委員会は、令第二十三条の七第五項の規定において読み替えて準用する令第二十三条の四第一項の規定による調査、法第三十条の十三第一項の規定による本籍地の市町村長からの通知又は同条第二項の規定において準用する法第二十九条第一項の規定による通報その他により、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている選挙人の在外選挙人証の記載事項を変更しなければならないことを知った場合は、令第二十三条の七第六項若しくは令第二十三条の八第三項若しくは第十一条の二第二項の規定により在外選挙人証を交付しようとするとき又は令第六十五条の十一第二項若しくは令第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される令第五十三条第一項の規定により在外選挙人証に必要な記載をしようとするときに、職権で当該変更に係る事項の記載をすることができる。

(在外選挙人証の再交付等)

第十一条 令第二十三条の八第一項第三号に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 令第二十三条の七第六項の規定により在外選挙人証に記載事項の変更に係る事項の記載をする場合において、当該変更に係る事項の記載をすべき欄に、記載すべき余白がない場合

二 在外選挙人証の投票用紙等の交付に関する記載をすべき欄に、記載すべき余白がない場合

三 登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の名称又は衆議院小選挙区選出議員の選挙区の変更があった場合

2 令第二十三条の八第一項の規定による在外選挙人証の再交付の申請書(令第二十三条の七第二項の規定による在外選挙人証の記載事項の変更の届出を令第二十三条の八第一項の規定による申

請と併せて行う場合の届出書を含む。)及び令第二十三条の八第二項において準用する令第二十三条の七第四項に規定する総務省令で定める書類は、別記第九号様式に準じて作成しなければならない。

3 令第二十三条の八第三項の規定による在外選挙人証の再交付は、当該在外選挙人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と同条第二項において準用する令第二十三条の七第四項の規定により令第二十三条の八第一項の規定による申請書を送付した領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとする。

(帰国後の在外選挙人証の在外選挙人証の再交付)

第十一条の二 在外選挙人名簿に登録されている選挙人(令第六十五条の二に規定する者を除く。次項において同じ。)で、国内の市町村において住民票が新たに作成されたものは、令第二十三条の八第一項各号のいずれかに該当する場合には、国内の住所を証するに足りる文書を添えて、その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に在外選挙人証の再交付を申請することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による申請に基づき在外選挙人証を再交付する場合においては、直接に、又は郵便等をもって、同項の規定による申請をした者に、当該在外選挙人証を交付しなければならない。この場合において、当該在外選挙人証には、当該選挙人が帰国している旨を記載するものとする。

3 第一項の規定による在外選挙人証の再交付の申請書は、別記第九号様式の二に準じて作成しなければならない。

(職権による在外選挙人証の再交付)

第十二条 市町村の選挙管理委員会は、令第二十三条の八第一項第二号又は第三号に掲げる場合に該当すると認める場合には、令第二十三条の七第六項の規定により在外選挙人証を交付しようとするとき又は令第六十五条の十一第二項若しくは令第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される令第五十三条第一項の規定により在外選挙人証に必要な記載をしようとするときに、職権で在外選挙人証を再交付することができる。

(在外選挙人証等受渡簿の記載事項等)

第十三条 令第二十三条の十第一項に規定する領事官が在外選挙人証等受渡簿に記載しなければならない総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 在外選挙人名簿登録申請者 当該者の性別、申請の時(法第三十条の三第一項に規定する申請の時をいう。以下この号において同じ。)の国外における住所及びその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の区別(当該市町村が在外選挙人証を交付された者の最終住所地の市町村であるか当該申請の時におけるその者の本籍地の市町村であるかの区別をいう。第十五条第一項において同じ。)並びに当該領事官が在外選挙人名簿登録申請書を受け付けた年月日その他在外選挙人名簿の登録に係る事務処理の明細

二 在外選挙人名簿登録移転申請者 当該者の性別、法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証に記載された国外における住所及び最終住所地における在外選挙人名簿に属する旨その他

在外選挙人名簿の登録に係る事務処理の明細

2 在外選挙人証等受渡簿は、別記第十号様式に準じて調製しなければならない。

(在外選挙人名簿の記載事項の修正に関し通知すべき事項)

第十四条 令第二十三条の十四第三項に規定する総務省令で定める事項は、在外選挙人名簿に登録されている者の氏名、生年月日及び性別とする。

(在外選挙人証交付記録簿の様式等)

第十五条 令第二十三条の十七第一項の総務省令で定める事項は、在外選挙人名簿に登録されている者の性別及びその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の区別とする。

2 令第二十三条の十七第一項に規定する在外選挙人証等受渡簿の抄本(次条において「在外選挙人証交付記録簿」という。)は、別記第十一号様式に準じて調製しなければならない。

(在外選挙人証交付記録簿の閲覧の申出)

第十五条の二 法第三十条の十四第二項に規定する総務省令で定める事項は、申出に係る選挙人の氏名とする。

2 法第三十条の十四第一項の規定による在外選挙人証交付記録簿の閲覧の申出は、旅券又は第五条第一項各号に掲げるいずれかの書類を提示して、文書でしなければならない。

3 前項の文書は、別記第十一号様式の二に準じて作成しなければならない。

第三章 在外投票

(在外選挙人名簿の表示を削除された後に再び国内に住所を移した者のうち選挙人名簿の表示を削除されたものであつて総務省令で定める者)

第十五条の三 令第六十五条の二に規定する総務省令で定めるものは、令第二十三条の十三第二項の規定により在外選挙人名簿の表示を削除された後に再び国内に住所を移した者のうち、令第十六条の規定により選挙人名簿の表示を削除された後に再び国外へ住所を移したものであつて同項の規定により在外選挙人名簿の表示を削除されたもの以外のものとする。

(在外投票用投票用紙の様式)

第十六条 法第四十九条の二第一項に規定する在外投票に用いる投票用紙のうち衆議院小選挙区選出議員の選挙に用いるものは、公職選挙法施行規則第五条第一項の規定にかかわらず、別記第十二号様式その一によるものとする。

2 法第四十九条の二第一項に規定する在外投票に用いる投票用紙のうち参議院選挙区選出議員の選挙に用いるものは、公職選挙法施行規則第五条第一項の規定にかかわらず、別記第十二号様式その二によるものとする。

3 法第四十九条の二第二項に規定する在外投票に用いる投票用紙のうち衆議院比例代表選出議員の選挙に用いるものは、公職選挙法施行規則第五条第一項の規定にかかわらず、別記第十二号様式その三に準じて調製しなければならない。

4 法第四十九条の二第二項に規定する在外投票に用いる投票用紙のうち参議院比例代表選出議員の選挙に用いるものは、公職選挙法施行規則第五条第一項の規定にかかわらず、別記第十二号様式その四に準じて調製しなければならない。

(在外投票用封筒の記載)

第十六条の二 法第四十九条の二第一項第一号の規定により投票をしようとする選挙人は、令第六十五条の三第三項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合(次項及び第三項の規定が適用される場合を除く。)においては、投票用封筒の表面に当該選挙人の氏名及び在外選挙人証の交付番号を記載しなければならない。

2 在外公館の長は、令第六十五条の三第三項の規定により、同条第四項に規定する点字投票である旨の表示をした投票用紙及び投票用封筒を交付しようとする場合においては、投票用封筒の表面に当該投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した選挙人の在外選挙人証の交付番号及び登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名を記載しなければならない。

3 令第六十五条の四第三項又は第四項の規定により投票用紙に公職の候補者の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第二項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は略称、参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称)を記載した者は、投票用封筒の表面に選挙人の在外選挙人証の交付番号及び登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名を記載しなければならない。

4 在外公館の長は、令第六十五条の四第三項又は第四項の規定により投票を受け取った場合においては、投票用封筒の裏面に代理投票である旨の記載をしなければならない。

5 市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第六十五条の十一第二項の規定により投票用紙及び投票用封筒を発送しようとする場合においては、投票用封筒の表面に当該投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した選挙人の氏名及び在外選挙人証の交付番号を記載しなければならない。

(在外投票用封筒の様式)

第十七条 令第六十五条の三第一項の規定による投票用封筒のうち衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙に用いるものは、別記第十三号様式その一によるものとする。

2 令第六十五条の三第一項の規定による投票用封筒のうち衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙に用いるものは、別記第十三号様式その二に準じて調製しなければならない。

3 令第六十五条の十一第一項の規定による投票用封筒のうち衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙に用いるものは、別記第十四号様式その一によるものとする。

4 令第六十五条の十一第一項の規定による投票用封筒のうち衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙に用いるものは、別記第十四号様式その二に準じて調製しなければならない。

(投票用紙等請求書の様式)

第十八条 令第六十五条の三第一項及び第六十五条の十一第一項の規定による請求書の様式は、別記第十五号様式に準じて作成しなければならない。

(点字投票である旨の表示)

第十九条 令第六十五条の三第四項の規定による点字投票である旨の表示は、公職選挙法施行規則第七條に規定する様式に準ずるものでなければならない。

2 前項の表示は、投票用紙の表面(片面印刷の方法により投票用紙を調製する場合においては、印刷されている面)にしなければならない。

(在外公館等における在外投票をしようとする場合に提示する書類)

第二十条 令第六十五条の五第二号に規定する総務省令で定める書類は、法第四十九条の二第一項第一号の規定により投票をしようとする者の資格又は地位を証明する書類であつて、第五条第一項第一号に掲げる書類(同号に掲げる書類の提示が困難であると認められる場合にあつては、同項第二号のイに掲げる書類)とする。

2 法第四十九条の二第二項第一号の規定により投票をしようとする者が旅券又は前項に掲げる書類を提示することが困難であると認められる特別の事情がある場合においては、在外公館の長は前項に定める書類に代えて当該投票をしようとする者の資格又は地位を証明する資料として適当と認めるものの提示又は提出を求めることができる。

(在外公館等における在外投票の送付用封筒の様式)

第二十一条 令第六十五条の七第一項に規定する他の適当な封筒は、別記第十六号様式に準じて作成しなければならない。

(在外公館等における在外投票に関する調書の様式)

第二十二条 令第六十五条の八第二項に規定する在外公館等における在外投票に関する調書は、別記第十七号様式に準じて調製しなければならない。

(投票用紙及び投票用封筒を発送する日)

第二十三条 令第六十五条の十一第二項に規定する総務省令で定める日は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 衆議院議員の総選挙 衆議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日又は衆議院の解散の日

のいずれか早い日

二 参議院議員の通常選挙 参議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日

三 衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める日

(投票用紙及び投票用封筒の返還があつた旨の投票用封筒の記載)

第二十四条 在外公館の長は、令第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される令第六十四条第二項又は令第六十五条の十七第二項の規定により選挙人から投票用紙及び投票用封筒の返還を受け、令第六十五条の三第三項の規定により当該選挙人に対して投票用紙及び投票用封筒を交付しようとする場合においては、交付しようとする投票用封筒の裏面に投票用紙及び投票用封筒の返還があつた旨の記載をしなければならない。

(在外投票に関する調書の様式)

第二十五条 令第六十五条の十九第二項に規定する在外投票に関する調書は、別記第十八号様式に準じて調製しなければならない。

(在外選挙人の不在者投票に関する調書の様式)

第二十五条の二 令第六十一条第四項に規定する在外選挙人の不在者投票に関する調書は、別記第十八号様式の二に準じて調製しなければならない。

(指定在外選挙投票区における投票録の様式)

第二十六条 法第三十条の三第二項に規定する指定在外選挙投票区における投票録は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第十九号様式その二に準じて調製しなければならない。

2 法第四十九条の二第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所における投票録は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第十九号様式その二に準じて調製しなければならない。

3 法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所における投票録は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第十九号様式その三に準じて調製しなければならない。

第四章 補則

(公職選挙法施行規則の適用)

第二十七条 在外選挙の執行に必要な事項については、この省令に定めるもののほか、公職選挙法施行規則の定めるところによる。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十一年五月一日から施行する。ただし、第三章の規定は、平成十二年五月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 第三章の規定は、平成十二年五月一日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は同月一日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙(公示日前にその期日を公示され又は告示された選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。)について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、適用しない。

附則 (平成二年三月一〇日自治省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年九月一四日自治省令第四四号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成二年二月二七日自治省令第五六号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附則 (平成二五年二月三日総務省令第二八号)

この省令は、平成十五年二月三日から施行する。

附則 (平成二五年三月二八日総務省令第五五号)

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この省令施行の際、この省令による改正前の公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の規定によって調製した選挙人名簿、選挙人名簿の抄本、郵便投票証明書交付申請書、郵便投票証明

書、郵便による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書及び郵便による不在者投票における投票用封筒並びに在外選挙人名簿、在外選挙人名簿登録申請書、在外選挙人名簿登録申請書の資格に関する意見書、在外選挙人証、在外選挙人証記載事項変更届出書、在外選挙人証記載事項変更届出に係る意見書、在外投票用封筒及び在外投票用の投票用紙等請求書がある場合には、この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第一号様式、別記第二号様式、別記第十三号様式の四、別記第十三号様式の五、別記第十三号様式の六及び別記第十三号様式の七並びに在外選挙執行規則別記第一号様式、別記第四号様式、別記第五号様式、別記第六号様式、別記第七号様式、別記第八号様式、別記第十四号様式及び別記第十五号様式にかかわらず、これらの届出書等を使用することを妨げない。

附則 (平成二五年七月二四日総務省令第一〇〇号) 抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十九号)の施行の日(平成十五年十二月一日)から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定(同規則別記第四号様式の三の規定を除く。)及び在外選挙執行規則の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則 (平成二五年一〇月一日総務省令第三三〇号)

この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

附則 (平成二五年一〇月一日総務省令第三三一号)

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の規定(同規則別記第一号様式、第五号様式、第六号様式及び第八号様式を除く。)は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員又は参議院議員の選挙について適用し、この省令の施行の日前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員又は参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附則 (平成二八年一〇月二七日総務省令第二二二号) 抄

1 この省令は、平成十八年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中在外選挙執行規則第四条の二第二項、第五条第一項第二号イ及び第二項並びに第六条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同規則第七条から第九条までの改正規定、同規則第十一条第一項に一号を加える改正規定、同規則別記第四号様式の改正規定、同様式の次に一様式を加える改正規定並びに同規則別記第五号様式及び第六号様式から第十一号様式までの改正規定並びに附則第五項及び第六項の規定 平成十九年一月一日

二 第二条中在外選挙執行規則附則第三条を削る改正規定並びに同規則別記第十五号様式及び第十七号様式の改正規定並びに附則第三項及び第七項の規定 平成十九年六月一日

3 第二条による改正後の在外選挙執行規則(以下「新在外選挙執行規則」という。)の規定(新在外選挙執行規則第二条の二から第十一条まで、第十五条から第十六条まで、別記第二号様式の二、第二号様式の三、第四号様式から第五号様式まで及び第六号様式から第十一号様式の二までを除く。)は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される衆議院議員又は参議院議員の選挙について適用し、同号に掲げる規定の施行の日前日までにその期日を公示され、又は告示された衆議院議員又は参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

5 附則第一項第一号に掲げる規定の施行の際、第二条による改正前の在外選挙執行規則別記第四号様式によって作成された公職選挙法第三十条の五第一項の規定による在外選挙人名簿登録申請書がある場合において、公職選挙法施行令第二十三条の三第一項に規定する在外選挙人名簿登録申請書で同条第二項に規定する住所要件期間が三箇月以上であるものは、平成十九年六月三十日

までの間、新在外選挙執行規則別記第四号様式にかかわらず、当該在外選挙人名簿登録申請書を使用することができる。

6 附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日の前日までに第二条の規定による改正前の在外選挙執行規則別記第六号様式の規定によって調製された在外選挙人証を交付された選挙人は、新在外選挙執行規則別記第六号様式にかかわらず、当該在外選挙人証を使用することができる。

7 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の際、第二条の規定による改正前の在外選挙執行規則別記第十五号様式その二に準じて作成された請求書がある場合には、新在外選挙執行規則別記第十五号様式その二にかかわらず、当該請求書を使用することを妨げない。

附則（平成二〇年一〇月三十一日総務省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年五月二七日総務省令第六二号）

1 この省令は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。ただし、在外選挙執行規則第二十三条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定（第三条による改正後の在外選挙執行規則第二十三条の規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてのその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下この項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

3 第三条による改正後の在外選挙執行規則第二十三条の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙に係る再選挙及び補欠選挙について適用し、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

附則（平成二九年五月三十一日総務省令第四一四号）

1 この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）の施行の日（平成二九年六月一日）から施行する。

2 第一条による改正後の公職選挙法施行規則の規定（同規則第二条及び別記第三号様式の規定を除く。）及び第二条による改正後の在外選挙執行規則の規定（同規則第二条及び別記第三号様式の規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

3 基準日（選挙人名簿に登録される資格（選挙人の年齢を除く。）の決定の基準となる日という。）が施行日前である選挙人名簿の縦覧については、なお従前の例による。

4 縦覧開始の日が施行日前である在外選挙人名簿の登録に係る縦覧については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年五月三十一日総務省令第二九号）

1 この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

2 第一条による改正後の公職選挙法施行規則の規定及び第二条による改正後の在外選挙執行規則別記第十二号様式の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際、この省令による改正前の在外選挙執行規則別記第四号様式の二の規定により作成された在外選挙人名簿登録申請事項等変更届出書及び別記第六号様式の規定により調製

した在外選挙人証がある場合には、この省令による改正後の在外選挙執行規則別記第四号様式の二及び別記第六号様式の規定にかかわらず、これらの届出書等を使用することを妨げない。

附則（令和元年五月三十一日総務省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年五月三十一日総務省令第二三三号）抄

1 この省令は、令和元年六月一日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定（第一条による改正後の公職選挙法施行規則第七条の四、別記第十三号様式の九、別記第十三号様式の九の二、別記第二十五号様式、別記第三十号様式及び別記第三十一号様式を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、この政令の施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附則（令和五年二月一〇日総務省令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年二月十七日）から施行する。

（適用区分等）

第二条

2 第三条の規定による改正後の在外選挙執行規則（以下「新在外選挙執行規則」という。）別記第十五号様式の規定は、施行日以後初めてその期日を告示される審査（第四項において「施行日以後の初回の審査」という。）の期日の告示の日（以下この項及び次項において「告示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員又は参議院議員の選挙について適用し、告示日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員又は参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後告示日の前日までの間にその期日を告示される衆議院議員の選挙及び施行日以後告示日の前日までの間にその期日を公示され又は告示される参議院議員の選挙においては、新在外選挙執行規則別記第十五号様式その二に準じて作成された請求書による請求を妨げない。

4 施行日以後の初回の審査の期日の告示の際、第三条の規定による改正前の在外選挙執行規則別記第十五号様式その二に準じて作成された請求書がある場合には、新在外選挙執行規則別記第十五号様式その二の規定にかかわらず、当該請求書による請求を妨げない。この場合において、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第六十五条の十一第一項の規定により審査の投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しようとするときは、その旨を当該請求書に記載しなければならない。

附則（令和五年三月二四日総務省令第一九号）

（施行期日）

1 この省令は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年三月二十七日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、第一条の規定による改正前の在外選挙執行規則別記第五号様式の二の規定により作成された届出書並びに別記第九号様式の規定により作成された在外選挙人証再交付申請書及び領事官の付す書類並びに第二条の規定による改正前の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則別記第十号様式の規定により作成された届出書並びに別記第十六号様式の規定により作成された在外投票人証再交付申請書及び領事官の付す書類がある場合には、第一条の規定による改正後の在外選挙執行規則別記第五号様式の二及び別記第九号様式の規定並びに第二条の規定

による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則別記第十号様式及び別記第十六号様式の規定にかかわらず、これらの申出書等を使用することを妨げない。

附 則（令和六年一月一九日総務省令第三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第十一号）の施行の日から施行する。

（適用区分）

第二条 この省令の施行の際、この省令による改正前の在外選挙執行規則（以下「旧規則」という。）別記第六号様式に準じて調製された在外選挙人証がある場合には、この省令による改正後の在外選挙執行規則（以下「新規則」という。）別記第六号様式にかかわらず、当該在外選挙人証を使用することを妨げない。

2 この省令の施行の日前に旧規則別記第七号様式に準じて作成された届出書及び別記第九号様式に準じて作成された申請書は、新規則別記第七号様式に準じて作成された届出書及び別記第九号様式に準じて作成された申請書とみなす。

別記
第一号様式（在外選挙人名簿等の様式）（第一条関係）

第一号様式（在外選挙人名簿等の様式）（第一条関係）

最終住所又は申請の時における本籍		フリガナ	生年月日	性別
最終住所 申請時の本籍				
登録	年 月 日	経由領事官の名称等 (国名等)		
表示・表示の消除 (理由及びその年月日)	年 月 日	在外選挙人証の交付 付	在外選挙人証の交付番号 変更・再交付 年 月 日 (経由した領事官) 交付番号	
	年 月 日		変更・再交付 年 月 日 (経由した領事官) 交付番号	
	年 月 日		変更・再交付 年 月 日 (経由した領事官) 交付番号	
	年 月 日		変更・再交付 年 月 日 (経由した領事官) 交付番号	
抹消 (理由及びその年月日)	年 月 日	備考		
本籍		市(区)(町)(村) 選挙管理委員会印		

備考

1 「最終住所又は申請の時における本籍」欄は、当該選挙人が最終住所において登録される場合は「最終住所」を、申請時の本籍地において登録される場合は「申請時の本籍」を○で囲み、最終住所又は申請時の本籍を記載しなければならない。

2 「表示・表示の消除」欄は、次の事項を記載しなければならない。

(1) 住民票が国内の市町村において新たに作成された者については、その旨及び年月日並びに住民票が作成された市区町村名

(2) 選挙権及び被選挙権を停止された者については、その旨及び停止期間

- 3 「抹消」欄は、法第30条の11に掲げるいずれかの事由に該当する場合に、その事由及びその年月日を記載しなければならない。
- 4 「在外選挙人証の交付」欄は、令第23条の7第6項の規定により在外選挙人証を交付した場合は「変更」を、令第23条の8第3項又は規則第11条の2第2項若しくは第12条の規定により在外選挙人証を交付した場合は「再交付」を○で囲み、交付年月日及び届出書又は申請書を経由した領事官(規則第11条の2第2項の規定により交付した場合については、「帰国」とする。)を記載しなければならない。
- また、令第23条の8第3項又は規則第11条の2第2項若しくは第12条の規定により在外選挙人証を再交付する場合は、在外選挙人証の交付番号を変更し、当該再交付された在外選挙人証の交付番号を記載しなければならない。
- 5 「本籍」欄は、現在の本籍(転籍があった場合は、転籍後の本籍)を記載しなければならない。
- 6 法第30条の10第2項の規定に基づき記載の修正又は訂正をした場合は、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。
- 7 令第23条の2第1項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区域ごとに指定在外選挙投票区を指定する場合は、「備考」欄に投票区名を記載しなければならない。
- 8 選挙管理委員会の印は、刷り込み式にしても差し支えない。

第二号様式(在外選挙人名簿の抄本等の様式)(第一条関係)

最 終 住 所	フリガナ氏名	生 年 月 日	性 別	備 考
		^^^^^^^^	^^^^^^	^^^^^^^^
		^^^^^^^^	^^^^^^	^^^^^^^^

- 備考
- 1 「最終住所」欄は、最終住所地登録の場合に限り最終住所を記載し、本籍地登録の場合は「本籍地登録」と記載しなければならない。
 - 2 法第30条の10の規定により在外選挙人名簿に表示若しくは訂正等をした場合、法第30条の11の規定により在外選挙人名簿から抹消した場合は令第23条の13の規定により表示の消除をした場合は、「備考」欄にその旨及びその年月日を記載しなければならない。
 - 3 抄本の表紙には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合は、この限りでない。

在外選挙人名簿の抄本 都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村) 投票区	調 製 現 在 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

- 4 抄本の巻末には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合は、この限りでない。
- この在外選挙人名簿の抄本は、 年 月 日現在において在外選挙人名簿に基づいて調製したものである。
- 都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)選挙管理委員会委員長 氏 名 図

第二号様式の二（登録の確認及び政治活動を目的とした在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出書等の様式）（第二条の二関係）
その一

在外選挙人名簿抄本閲覧申出書(登録の確認)

年 月 日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏 名 (印)
住 所
(電話番号)

下記のとおり、5に記載する者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、在外選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活 動 の 内 容	登録の確認
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏名及び住所	申出者と同じ
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
5 閲 覧 対 象 者	(閲覧対象者の氏名、住所を記載するとともに、当該者と申出者との関係について、〔本人〕〔同居の者〕〔その他〕の別を記載すること。)
備 考	

備考 この様式は、法第30条の12において準用する法第28条の2第1項の規定により、選挙人が、特定の者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

その二

在外選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)

年 月 日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏 名 (印)
住 所
(電話番号)
(申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。)

下記のとおり、政治活動(選挙運動を含む。)をするため、在外選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活 動 の 内 容	政治活動(選挙運動を含む。)
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏名及び住所	
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
5 閲覧対象者の範囲	
6 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役員・構成員である旨記載すること。)
申出者が公職の候補者等であるとき	
7 立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。)
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第30条の12において準用する法第28条の2第4項の規定による申出を ☐ する ☐ しない

申出者が政党その他の政治団体であるとき	
9 政治団体 閲覧事項取扱者 の範囲	
10 承認法人の 申出	別添申出書のとおり、法第30条の12において準用する法第28条の2第7項の規定による申出を ☐ する ☐ しない
備 考	(添付書類について記載すること。規則第2条の2第1項において準用する公職選挙法施行規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者(少なくとも1人)の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。)

備考
1 この様式は、法第30条の12において準用する法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動(選挙運動を含む。)のために在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
2 上記の欄8及び10中の別添申出書の様式は、それぞれ「その三」及び「その四」の様式に準ずるものとする。

その三

候補者閲覧事項取扱者に関する申出書

年 月 日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏 名 (印)
住 所
(電話番号)

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第30条の12において準用する法第28条の2第4項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏 名	住 所

その四

承認法人に関する申出書

年 月 日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 殿

申出者
政党その他の政治団体の名称
代表者の氏名 (印)
主たる事務所の所在地
(電話番号)

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、法第30条の12において準用する法第28条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり申し上げます。

1 法人の名称	
2 法人の代表者の氏名	
3 法人の主たる事務所の所在地	
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由	(その必要性等について具体的に記載すること。)
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	
6 法人における閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
7 閲覧者に関する事項	(法第30条の12において準用する法第28条の2第9項において読み替えて適用される同条第1項の規定により承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役職員又は構成員であつて当該法人が指定する者である旨を記載すること。)

第二号様式の三(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出書等の様式)(第二条の二関係)

その一

在外選挙人名簿抄本閲覧申出書(調査研究)

年 月 日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏 名 (印)
住 所
(電話番号)

(申出者が国等の機関である場合にあってはその名称を、申出者が法人である場合にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。)

下記のとおり、政治又は選挙に関する調査研究をするため、在外選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活 動 の 内 容	政治・選挙に関する(統計調査、世論調査、学術研究)
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏名及び住所	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には、閲覧者の職名及び氏名を記載すること。)
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
5 閲覧対象者の範囲	
6 調査研究の責任者の住所及び氏名	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には調査研究の責任者の職名及び氏名を、申出者が法人の場合には調査研究の責任者の役職名及び氏名を記載すること。)
7 調査研究の成果の取扱い	(公表の時期、方法等について具体的に記載すること。)

第二号様式の三(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出書等の様式)(第二条の二関係)

8 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。 申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には併せて閲覧者が当該国又は地方公共団体の機関の職員である旨を、申出者が法人である場合には併せて閲覧者が当該法人の役職員・構成員である旨を、それぞれ記載すること。)
9 法人閲覧事項取扱者の範囲	(申出者が法人である場合に記載すること。)
10 個人閲覧事項取扱者の指定	(申出者が個人である場合に記載すること。) 別添申出書のとおり、法第30条の12において準用する法第28条の3第5項の規定による申出を ☐ する ☐ しない
11 申出者が受託者である場合には、委託者の氏名及び住所	(委託者が国又は地方公共団体の機関の場合はその名称を、委託者が法人の場合はその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記載すること。)
備考	(添付書類について記載すること。)

備考
1 この様式は、法第30条の12において準用する法第28条の3第1項の規定により、政治又は選挙に関する調査研究をするために在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
2 上記の欄中10の別添申出書の様式は、「その二」の様式に準ずるものとする。

その二

個人閲覧事項取扱者に関する申出書

年 月 日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏 名 (印)
住 所
(電話番号)

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第30条の12において準用する法第28条の3第5項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏 名	住 所

第四号様式(在外選挙人名簿登録申請書の様式)(第四条関係)
表

在外選挙人名簿登録申請書				
フリガナ	姓	名	生 年 月 日	性 別
氏 名			年 月 日	☐ 男 ☐ 女
署 名 (必ず自署)				
本 籍				
住所 (外国語表記) 〔必ず記入〕	住所以外の送付先<在留届の緊急連絡先> (外国語表記) 〔希望により記入〕 この欄は、在留届の「在留地の緊急連絡先」において、選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受け取ることを希望する場合のみ、当該「在留地の緊急連絡先」を書いてください。			
Name Address	Name Address			
上記「住所」欄及び「住所以外の送付先」欄は、選挙管理委員会から郵便物を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、____の上には、氏名を忘れずに書いてください。				
住 所 (カタカナ表記)	国	☐ 州 ☐ 省	☐ 県 ☐ 都	☐ 市
経 由 領 事 官 の 名 (申 請 先)	☐ 大 使 ☐ 総領事 (出張駐在官事務所)		左の領事官の管轄区域内に住所を定めた年月日	年 月 日
最終住所地から転出した年月日 (外国への出国日等)	年 月 日	左の転出に係る住民基本台帳法上の届出(市町村への住民票の転出届)	☐ 行った	
日本で住民票に記載されていた最終住所				
公職選挙法第30条の5の規定により、必要書類を添え、在外選挙人名簿の登録を申請します。 何年何月何日 都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村) 選挙管理委員会委員長 あて				

裏

注 意

- 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名を正確に書いてください。
- 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。
- 「性別」欄は、いずれかの該当する□にレをつけてください。
- 「住所(外国語表記)」欄及び「住所以外の送付先」欄は、当該地域内の郵便等において通常用いられている外国語文字で書いてください。ただし、国名については英語(漢字表記が一般的な国・地域においては漢字)で書いてください。
- 「住所(カタカナ表記)」欄は、住所の属する行政区域名をカタカナ(漢字表記が一般的な国・地域においては漢字)で書き、該当する□にレをつけてください。
- 投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付されます。「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、住所に送付されます。
- 申請後において投票用紙等の送付先を変更する場合には、住所を管轄する在外公館まで届け出る必要があります。
- 「経由領事官の名称(申請先)」欄は、この申請書を提出する領事官の名称を書き、該当する□にレをつけてください。また、出張駐在官事務所である場合には、併せてその名称を書いてください。
- 「最終住所地から転出した年月日(外国への出国日等)」欄は、実際に最終住所地から転出した年月日を書いてください。正確に記憶していない場合は、おおよその時期(何年何月頃)を書いてください。
- 「左の転出に係る住民基本台帳法上の届出(市町村への住民票の転出届)」欄は、住民基本台帳法第24条に基づき転出者に義務づけられている届出(転出届)を行った場合は、□にレをつけてください。なお、当該届出を行っていない場合は、在外選挙人名簿に登録されないことがありますのでご注意ください。
- 「日本で住民票に記載されていた最終住所」欄は、平成6年(1994年)5月1日以降において、日本国内で住民票に記載されていた最終住所を書いてください。なお、平成6年4月30日以前に最終住所地から転出された方は、本籍地に登録されますので書く必要はありません。
- 申請の宛先となる選挙管理委員会委員長は、次のとおりです。
 - 平成6年5月1日以降に転出された方 最終住所地の選挙管理委員会委員長
 - 平成6年4月30日以前に転出された方 本籍地の選挙管理委員会委員長

何年何月何日

※ 留意事項

- 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名(氏名を変更した場合は旧氏名)を正確に書いてください。
- 「年令」欄は、必ず正確に書いてください。
- 「居住出身事項」欄は、該当する□にチェックを入れてください。
- 「居住する事項」欄の□のうち1つに必ずチェックを入れてください。
- 「新住所(外国居住先)」欄は「居住する住所」の付書欄に、(居住地の国の名称)および(通常用いられている外国語文字)を記入してください。居住先が日本国にない場合は、居住先を「日本国」以外に記入してください。
- 「新住所(タカサカ市)」欄は、新住所が本市の行政区画を越えタカサカ(新設自治体)に属する場合は「新住所(越えてはまず)を」と記入してください。

※ 居住の住所変更は住所外(留滞の緊急連絡先)に変更する場合は、「住所外への送付先」欄の「新住所(留滞の緊急連絡先を「住所外」の住所に」欄に記入)の□にチェック、「新住所(住所外にない住所)に」欄に居住の住所の緊急連絡先を記入してください。

※ 在外滞居(海外)を登録申請する場合、「住所外への送付先」欄に居住の住所の緊急連絡先を記入する場合は、在留留滞の緊急連絡先を変更した場合は、「住所外への付書欄」欄の「住所の緊急連絡先を変更したと同一」欄、「住所外への送付先」欄の緊急連絡先の□にチェック、「新住所(住所外にない住所)に」欄に居住の住所の緊急連絡先を記入してください。

※ 採用申請等において住所外(留滞の緊急連絡先)に変更する場合は、「住所外への送付先」欄の「住所外への送付先」欄の□にチェックを入れてください。

在外選舉人名簿登錄移轉申請書

連絡先	電話番号(※)	FAX番号(※)	メールアドレス
-----	---------	----------	---------

※日本国内からも連絡がとれるように「国番号—地域番号—電話番号(FAX番号)」の順に記入してください。

裏

注 意

- 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名を正確に書いてください。
- 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。
- 「旅券番号」欄の記載は任意ですが、できる限り記載するようにしてください。
- 「転出先住所」欄及び「住所以外の送付先」欄の「カタカナ表記」には、カタカナ(漢字表記が一般的な国・地域においては漢字)で書いてください。「外国語表記」には、英語(漢字表記が一般的な国・地域においては漢字)で書いてください。
- 「転出先住所」欄の「カタカナ表記」には、国名は必ず記載してください。国名以外の住所について、国外への転出後に提出する旅券法第16条に規定する在留届に記載された住所をもって「転出先住所」とする場合は、「旅券法第16条の規定に基づき届け出る在留届に記載する住所」の□にレをつけてください。
- 投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付されます。
- 「住所以外の送付先」欄においては、在留届に記載する予定の「在留地の緊急連絡先」が定まっていなくても、住所以外の送付先への送付を希望する場合には、その旨を記載してください。
- 申請後、在外選挙人証を受け取るまでの間に投票用紙等の送付先を変更する場合には、申請を行った市町村の選挙管理委員会に届け出る必要があります。

第四号様式之四(在外選挙人名簿登録移転申請書記載事項等変更届出書)(第七条の五関係)

在外選挙人名簿登録移転申請書記載事項等変更届出書			
公職選挙法施行令第23条の3の2第2項の規定により、在外選挙人名簿への登録の移転の申請に關し、下記のとおり届け出ます。			
何市(区)(町)選挙管理委員会委員長 あて			何年何月何日
フリガナ			性 別
氏 名	姓	名	年 月 日 □ 男 □ 女
番 号 (必ず自署)			
本 籍			
届け出る事項が生じた年月日		年 月 日	
届け出る事項 住所、氏名その他の事項に変更がありました。変更があった事項は以下のとおりです。			
☐ 住所	(カタカナ表記) 新転出先住所 (外国語表記)		
☐ 氏名	フリガナ	姓	名
☐ 本籍	旧 氏 名	旧 本 籍	
☐ 住所以外の送付先	☐ 新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載(在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領) ☐ 在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更 ☐ 「住所以外の送付先」欄の記載を抹消(住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領)		
☐ 氏名の他	新たな住所以外の送付先 <在留届の緊急連絡先> { 国名を含め正確に枠内に書いてください。 } Name Address (カタカナ表記)		
変更があった事項に係る届出の有無 ☐ 「新転出先住所」、「住所以外の送付先」に係る在留届を提出した ☐ 「氏名変更」、「本籍変更」に係る戸籍法の届出を提出した			

注 意

- 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名(氏名を変更した場合は新氏名)を正確に書いてください。
- 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。
- 「届け出る事項」欄において、変更があった事項について該当する□にレをつけてください。
- 「新転出先住所」欄及び「新たな住所以外の送付先」欄の「カタカナ表記」は、カタカナ(漢字表記が一般的な国・地域においては漢字)で書いてください。「外国語表記」は、英語(漢字表記が一般的な国・地域においては漢字)で書いてください。
- 投票用紙等の受領先を住所から在留届の緊急連絡先へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載」の□にレをつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先を書いてください。
- 在外選挙人名簿登録移転申請書の「住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先が記載されている場合において、在留届の緊急連絡先を変更した場合は、「住所以外の送付先」欄の「在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更」の□にレをつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在外公館に届け出た変更後の在留届の緊急連絡先を書いてください。
- 投票用紙等の受領先を在留届の緊急連絡先から住所へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「住所以外の送付先」欄の記載を抹消」の□にレをつけてください。
- 「変更があった事項に係る届出の有無」欄には、「新転出先住所」、「住所以外の送付先」に係る在留届を提出している場合は「新転出先住所」、「住所以外の送付先」に係る在留届を提出した」の□にレを、氏名変更に係る戸籍法上の届出(養子縁組、異子離縁、婚姻、離婚、生存配偶者の復氏、入籍、氏名変更)をしている場合、本籍変更に係る戸籍法上の届出(入籍、分籍、転籍、親籍)をしている場合は「氏名変更」、「本籍変更」に係る戸籍法の届出を提出した」の□にレをつけてください。

意見書			何年何月何日
申請者氏名	申請先	都（府） 市（区） 町（村） 選挙管理委員会委員長	
	領事官	在何日本国大使（在何日本国総領事） （何出領駐在官事務所）	印 捺
1 申請者の本人確認 本人であることが、 ☐ 確認された ☐ 確認できなかった 判断の基礎となった申請者の資格又は地位を証明する書類 ☐ 日本国護照 ☐ その他			
2 同居家族等を通じた接見等の提示についての確認 [左の年月日： 年 月 日] 同居家族等を通じて接見した場合、申請者に係る在留届により、 ① 提示した者が同居家族等であることが、申請者に係る在留届により、 ☐ 確認された ☐ 確認できなかった ② 提示した者が申請者の居住を受けていることが、申請書により、 ☐ 確認された ☐ 確認できなかった ③ 提示した者が専任を受けた本人であることが、日本国護照により、 ☐ 確認された ☐ 確認できなかった			
3 申請者の住所要件についての確認 (1) 住所要件期間が3か月以上である場合 当該選挙区の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有することが、 ☐ 確認された ☐ 確認できなかった [左の年月日： 年 月 日] 判断の基礎となった文書 ☐ 在留届 ☐ その他() (2) 住所要件期間が3か月に満たない場合 ① 申請書に記載された当該選挙区の管轄区域内に住所を定めた年月日から申請日までの間、当該選挙区の管轄区域内に住所を有することが、 ☐ 確認された ☐ 確認できなかった [左の年月日： 年 月 日] 判断の基礎となった文書 ☐ 在留届 ☐ その他() ② 申請書に記載された当該選挙区の管轄区域内に住所を定めた年月日から3か月を経過した日において当該選挙区の管轄区域内に住所を有することが、 ☐ 確認された ☐ 確認できなかった [左の年月日： 年 月 日] 確認の方法 ()			
4 住所以外の送付先についての確認 住所以外の送付先が在留届の「在留地の緊急連絡先」欄に記載されている場所であることが、 ☐ 確認された ☐ 確認できなかった [左の年月日： 年 月 日]			
5 令第23条の3第2項第3号又は第4号に掲げる場合に該当する旨の届出があった場合 (附 属 票) 選挙区の管轄区域内で転居した/帰国等によって氏名が変更となった 旨の届出があった場合 当該届出の内容が事実であることが、 ☐ 確認された ☐ 確認できなかった [左の年月日： 年 月 日] 判断の基礎となった文書 ☐ 在留届 ☐ 選挙区への届出 (戸籍法第66条の届出) ☐ 選挙区への届出 (戸籍法第70条の届出) ☐ 選挙区への届出 (戸籍法第74条の届出) ☐ 選挙区への届出 (戸籍法第76条の届出) ☐ 選挙区への届出 (戸籍法第80条の届出) ☐ 選挙区への届出 (戸籍法第82条の届出) ☐ 選挙区への届出 (戸籍法第84条の届出) ☐ 選挙区への届出 (戸籍法第86条の届出) ☐ 選挙区への届出 (戸籍法第88条の届出) ☐ 選挙区への届出 (戸籍法第90条の届出) ☐ その他()			
6 その他上記1から5までを確認するに当たって判明した申請者に係る特務事情 判明した事項及びその判断の基礎となった文書： []			

備考
① 申請者の住所要件についての確認 欄の(1)及び(2)①の「☐ その他」欄は、在留届以外の文書で住所要件の確認をした場合に、当該文書等(プリント)の写しを、住所記載のある何年何月何日までの期間(証明、等)を記載しなければならない。また、3(2)②の「確認の方法」欄は、確認するために付した措置(往復郵便により確認、等)を記載しなければならない。

第五号様式の二（申出書の様式）（第四条の二関係）	
年 月 日	
在外選挙人名簿登録申請者氏名 _____ 署 名 _____	
私は、公職選挙法施行令第23条の3第1項及び在外選挙執行規則第4条の2の規定に基づき、次の同居家族等を通じて、旅券(旅券を紛失し、又は焼失したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合にあっては、当該在外選挙人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類)を提示したく、申し出ます。	
同居家族等の氏名 _____	
注 意	
1 「同居家族等」に該当する者は、登録申請者に係る在留届の「氏名」欄又は「同居家族」欄に記載されている者です。	
2 登録申請者の署名欄は、必ず登録申請者が自分で書いてください。	

第五号様式の三(申出書の様式)(第七条の三関係)

年 月 日
在外選挙人名簿登録移転申請者氏名 署名
私は、公職選挙法施行令第23条の3の2第1項及び在外選挙執行規則第7条の3の規定に基づき、次の者を通じて旅券又は資格若しくは地位を証明する書類(写真を貼り付けてある書類その他の総務省令で定める書類)を提示したく、申し出ます。
申請に来ている者の氏名
注意 登録移転申請者の署名欄は、必ず登録移転申請者が自分で書いてください。

第六号様式(在外選挙人証の様式)(第八条関係)

表			
交付番号			
在 外 選 挙 人 証			
氏 名	年 月 日	性 別	男・女
生年月日	年 月 日	登 録	年 月 日
衆議院小選挙区			
住 所			
住所以外の送付先 (在留届の緊急連絡先)			
上記の者は、在外選挙人名簿に登録されていることを証明する。			
都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村) 選挙管理委員会委員長 氏 名 国			
注 意			
1 この在外選挙人証は、投票するには必ず必要となります。大切に保管してください。			
2 在外公館において投票する際は、旅券とともにこの在外選挙人証を提示して投票用紙等を請求してください。郵便等による投票をする際は、投票用紙等を請求するときこの在外選挙人証を同封してください。			
3 投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付され、「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、住所に送付されます。			
4 記載事項や投票用紙等の送付先に変更が生じた場合は、この在外選挙人証とともに住所を管轄する在外公館まで届け出てください。			
5 この在外選挙人証を紛失又は破損した場合は、住所を管轄する在外公館で再交付の申請を行ってください。			
6 一時帰国などで、日本国内の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日から4箇月が経過した場合には在外選挙人名簿から抹消されることとなっており、抹消後は在外投票はできません。			
この場合(戸籍の附票に記載された日から4箇月が経過した場合)又は国内の選挙人名簿に登録された場合(※)には、直ちにこの在外選挙人証の交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返してください。			
(※)在外選挙人名簿に登録されている市町村に一時帰国し、4箇月以内に再度出国する場合については、在外選挙人証を返す必要はありません。			
備考			
選挙管理委員会委員長の印は、刷込み式とする。			

選 挙 の 種 類 (期日)	投票用紙等を交付した年月日	投票用紙等を交付した在外公館等
都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村) 選挙管理委員会の住所 (〒) 都(何道府県)何郡(市)(区)何町 (村)字何(町)何番地 (電話)		

別

第七号様式(在外選挙人証記載事項変更届出書の様式)(第九条関係)

在外選挙人証記載事項変更届出書			
公職選挙法施行令第23条の7第2項の規定により、在外選挙人証の記載事項に変更があったことを下記のとおり届け出ます。			
何年何月何日			
都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)		選挙管理委員会委員長 あて	
フリガナ		生 年 月 日	性 別
氏 名	姓 名	年 月 日	☐ 男 ☐ 女
番 名 (必ず自署)			
本 籍			
変更が生じた年月日	年 月 日		
変更があった事項			
☐ 住所	新 住 所 (外国語表記) 選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、 の上には、氏名を忘れずに書いてください。		Name Address
	新 住 所 (カタカナ表記)		国 ☐ 州 ☐ 県 ☐ 市 ☐ 省 ☐ 郡
☐ 氏名	フリガナ		
☐ 住所以外 の送付先	旧 氏 名	姓 名	
	☐ 新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載(在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領)		
	☐ 在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更		
	☐ 「住所以外の送付先」欄の記載を抹消(住所において選挙管理委員会を送付する投票用紙等を受領)		
	新たな住所以外の送付先 <在留届の緊急連絡先> (外国語表記) 選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、 の上には、氏名を忘れずに書いてください。		Name Address

第七号様式(在外選挙人証記載事項変更届出書の様式)(第九条関係)

- 注 意
- 1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名(氏名を変更した場合は新氏名)を正確に書いてください。
 - 2 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。
 - 3 「変更があった事項」欄は、該当する□にレをつけてください。
 - 4 「新住所(外国語表記)」欄及び「新たな住所以外の送付先」欄は、当該地域内の郵便において通常用いられている外国語文字で書いてください。ただし、国名については英語(漢字表記が一般的な国・地域においては漢字)で書いてください。
 - 5 「新住所(カタカナ表記)」欄は、新住所の属する行政区域名をカタカナ(漢字表記が一般的な国・地域においては漢字)で書き、該当する□にレをつけてください。
 - 6 投票用紙等の受領先を住所から在留届の緊急連絡先へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載」の□にレをつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先を書いてください。
 - 7 在外選挙人証の「住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先が記載されている場合において、在留届の緊急連絡先を変更した場合は、「住所以外の送付先」欄の「在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更」の□にレをつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在外公館に届け出た変更後の在留届の緊急連絡先を書いてください。
 - 8 投票用紙等の受領先を在留届の緊急連絡先から住所へ変更する場合は、「「住所以外の送付先」欄の「住所以外の送付先」欄の記載を抹消」の□にレをつけてください。

第八号様式(領事官の付す書類の様式)(第九条関係)

在外選挙人証記載事項変更届出に係る意見書			何年何月何日
届出者氏名		届 出 先	都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村) 選挙管理委員会委員長
		領 事 官	在何日本国大使 (在何日本国総領事) (何出張駐在官事務所) 省公 略印
1 変更事項 ☐ 住 所 ☐ 氏 名			
2 届出者の住所変更についての確認 届出書記載の新住所地に住所を有することが、 ☐ 確認された ☐ 確認できなかった〔左の年月日： 年 月 日〕 判断の基礎となった文書 ☐ 在留届 ☐ その他()			
3 届出者の氏名変更についての確認 当該氏名変更に係る戸籍法上の届出を、 ☐ 受け付けた ☐ 受け付けていない 受け付けた届出の種類 ☐ 養子縁組の届出(戸籍法第66条の届出) ☐ 養子離縁の届出(戸籍法第70条の届出) ☐ 婚姻の届出(戸籍法第74条の届出) ☐ 離婚の届出(戸籍法第76条の届出) ☐ 生存配偶者の復氏の届出(戸籍法第95条の届出) ☐ 入籍の届出(戸籍法第98条の届出) ☐ 氏名変更の届出(戸籍法第107条又は第107条の2の届出) ☐ その他() 上記届出を受け付けた年月日： 年 月 日			
4 住所以外の送付先(在留届の緊急連絡先)の変更についての確認 新たな住所以外の送付先が在留届の「在留地の緊急連絡先」欄に記載されている場所であることが、 ☐ 確認された ☐ 確認できなかった〔左の年月日： 年 月 日〕			
5 その他上記2から4までを確認するに当たって判明した申請者に係る特殊事情 ☐ 居住国への帰化等により日本国籍を喪失していることが判明した 根拠文書：)			

備考

「2 届出者の住所変更についての確認」欄の「☐ その他」欄は、在留届以外の文書で住所変更の確認をした場合に、当該文書名(アパートの契約書、住所の記載のある何年何月何日発行の滞在許可証、等)を記載しなければならない。

第九号様式(在外選挙人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式) (第十一条関係)
表

在外選挙人証再交付申請書（兼記載事項変更届出書）

次の事由が生じたことを旨に、公職選挙法施行令第23条の8第1項の規定により、在外選挙人証の再交付を申請します。

何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）

選挙管理委員会委員長 へて

☐ a 在外選挙人証を亡失し、又は滅失した。（例 紛失した場合）

☐ b 在外選挙人証が汚損し、又は破損した。（例 汚した場合）

☐ c 在外選挙人証の「投票用紙等の交付状況」欄に記載する余白がなくなった。

☐ d 在外選挙人証を交付した選挙管理委員会の名称や衆議院小選挙区の変更があった。

フリガナ		生 年 月 日	性 別
氏 名 姓	名	年 月 日	☐ 男 ☐ 女
署 名 (必ず自署)			
在外選挙人証の記載事項の変更	☐ 無 ☐ 有		

注 意

1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名（氏名を変更した場合は新氏名）を正確に書いてください。

2 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。

3 上記aからdまでのいずれかの理由により在外選挙人証の再交付を申請する場合は、当該汚損（破損）した在外選挙人証、「投票用紙等の交付状況」欄に余白がなくなった在外選挙人証又は変更前の選挙管理委員会の名称や衆議院小選挙区に記載のある在外選挙人証を併せて提出してください。

4 在外選挙人証の記載事項に変更があったことを併せて届け出る場合には、「在外選挙人証の記載事項の変更」欄の「有」の□にレをつけ、裏面の「本籍」欄、「変更が生じた年月日」欄及び「変更があった事項」欄に記入してください。

表

公職選挙法施行令第23条の7第2項の規定により、在外選挙人証の記載事項に変更があったことを下記のとおり届け出ます。

本 籍

変 更 が 生 じ た 年 月 日

年 月 日

変更があった事項

☐ 住 所

新 住 所
(外国語表記)
Name
Address

選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛先として使用しますので、固形を含め正確に枠内に書いてください。また、____ の上には、氏名を忘れずに書いてください。

新 住 所
(カタカナ表記)

国

☐ 州 ☐ 県 ☐ 市

☐ フリガナ

氏 名

姓 名

旧氏名

☐ 住 所 以 外 の 送 付 先

☐ 新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載（在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領）

☐ 在留届の緊急連絡先を変更したことを行い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更

☐ 住所以外の送付先 欄の記載を抹消（住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領）

新たな住所以外の送付先
(外国語表記)
Name
Address

選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛先として使用しますので、固形を含め正確に枠内に書いてください。また、____ の上には、氏名を忘れずに書いてください。

注 意

1 「変更があった事項」欄は、該当する□にレをつけてください。

2 「新住所（外国語表記）」欄及び「新たな住所以外の送付先」欄は、当該地域内の郵便において通常用いられている外国語文字で書いてください。ただし、国名については英語（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。

3 「新住所（カタカナ表記）」欄は、新住所の属する行政区域をカタカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書き、該当する□にレをつけてください。

4 投票用紙等の受領先を住所から在留届の緊急連絡先へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載」の□にレをつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先を書いてください。

5 在外選挙人証の「住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先が記載されている場合において、在留届の緊急連絡先を変更した場合は、「住所以外の送付先」欄の「在留届の緊急連絡先を変更したことを行い」、「住所以外の送付先」欄の記載を変更、の□にレをつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先を記載し、「住所以外の送付先」欄の記載を抹消」の□にレをつけてください。

6 投票用紙等の受領先を在留届の緊急連絡先から住所へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「住所以外の送付先」欄の記載を抹消」の□にレをつけてください。

上記のとおり申請があり、これを受け付けたので、送付します。

何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）

選挙管理委員会委員長 へて

領事官 在何日本国大使（在何日本国総領事）（何領事（出張駐在官）事務所）

署名

第九号様式之二（帰国在外選挙人に係る在外選挙人証再交付申請書の様式）（第十一条の二関係）

在外選挙人証再交付申請書(帰国)

次の事由が生じたことを誓い、在外選挙執行規則第11条の2第1項の規定により、在外選挙人証の再交付を申請します。

何年何月何日

都(何道府県)何都(市)(区)何町(村) 選挙管理委員会委員長 あて

☐a 在外選挙人証を亡失し、又は滅失した。(例 紛失した場合)

☐b 在外選挙人証を汚損し、又は破損した。(例 汚した場合)

☐c 在外選挙人証の「投票用紙等の交付状況」の欄に記載する余白がなくなった。

☐d 在外選挙人証を交付した選挙管理委員会の名称や衆議院小選挙区の変更があった。

フリガナ			生年月日	性 別
氏 名	姓	名	年 月 日	☐ 男 ☐ 女
署 名 (必ず自署)				
交付の方法	☐ 直接の交付を希望 ☐ 郵便等による交付を希望			

注 意

1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名を正確に書いてください。

2 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。

3 上記bからdまでのいずれかの理由により在外選挙人証の再交付を申請する場合は、当該汚損(破損)した在外選挙人証、「投票用紙等の交付状況」欄に余白がなくなった在外選挙人証又は変更前の選挙管理委員会の名称や衆議院小選挙区の記載のある在外選挙人証を併せて提出してください。

4 「交付の方法」欄は、再交付される在外選挙人証の交付の方法について、該当する□にレをつけてください。

第十号様式（在外選挙人証等受渡簿の様式）（第十三条関係）

在外選挙人名簿登録市町村名	フリガナ(ローマ字表記) 氏 名	生 年 月 日	性別	登録地区分	備考
	()		1. 男 2. 女	1. 最終住所地 2. 本籍地	
最終住所又は申請の 時における本籍					
住 所	(令第23条の3第2項又は令第23条の3の2第2項の規定による届出書に記載された変更後の住所)				
申 請 受 付	年 月 日	在外選挙人証等の受領	年 月 日		
住所要件の確認	年 月 日 (確認の方法)	在外選挙人証等の交付	年 月 日		
取下げが あった場合 (理 由 及 び その年月日)	年 月 日	交 付 方 法	1 送付 2 本人又は代理人・使者に直接交付		
申請書等送付	年 月 日	備 考			
登 録 簿	年 月 日				
登録されな かった場合 (理 由 及 び その年月日)	年 月 日				
抹 消 (理 由 及 び その年月日)	年 月 日				

- 備考
- 1 「在外選挙人名簿登録市町村名」欄は、在外選挙人名簿に登録されなかった場合にあっては、当該登録の申請をした市町村名を記載しなければならない。

2 令第23条の3第2項又は令第23条の3の2第2項の規定により氏名の変更の届出があった場合には、変更後の氏名を「氏名」欄の括弧内に記載しなければならない。

3 「性別」欄及び「登録地区分」欄は、該当する番号に○を付さなければならない。ただし、法第30条の5第4項の規定による申請の場合には、「登録地区分」欄は、「1. 最終住所地」に○を付さなければならない。

4 「最終住所又は申請の時における本籍」欄は、当該選挙人が最終住所地において登録される場合は最終住所を、申請時の本籍地において登録される場合は申請時の本籍を記載しなければならない。ただし、法第30条の5第4項の規定による申請の場合には、当該欄は空欄とする。

5 「申請受付」欄は、在外選挙人名簿登録申請者の登録申請書を領事官が受け付けた年月日を記載しなければならない。ただし、法第30条の5第4項の規定による申請の場合には、当該欄は空欄とする。

6 「住所要件の確認」欄は、令第23条の3第4項の規定による確認をした年月日及びその確認の方法を記載しなければならない。ただし、法第30条の5第4項の規定による申請の場合には、当該欄は空欄とする。

7 「取下げがあった場合」欄は、令第23条の3第2項の規定により同項第1号又は第2号に掲げる場合に該当する旨

の届出があった場合その他取下げの意思表示があった場合に、取下げの理由及び当該届出があった年月日を記載しなければならない。

8 「申請書等送付」欄は、領事官が登録申請書を市町村へ発送した年月日を記載しなければならない。ただし、法第30条の5第4項の規定による申請の場合には、当該欄は空欄とする。

9 「登録」欄は、在外選挙人証に記載された登録年月日を記載しなければならない。

10 「在外選挙人証等の受領」欄は、領事官が市町村の選挙管理委員会から送付された在外選挙人証又は登録しなかった旨の通知を受け取った年月日を記載しなければならない。

11 「在外選挙人証等の交付」欄は、交付方法の区分に応じ、領事官が市町村の選挙管理委員会から送付された在外選挙人証又は登録しなかった旨の通知を交付又は送付した年月日を記載しなければならない。

12 「登録されなかった場合」欄は、在外選挙人名簿に登録されなかった理由及び市町村の選挙管理委員会に登録しないことを決定した年月日を記載しなければならない。

13 「抹消」欄は、法第30条の11に掲げるいずれかの事由に該当する場合に、その事由及びその年月日を記載しなければならない。

14 「備考」欄には、令第23条の3第2項の規定により同項第3号若しくは第4号に掲げる場合に該当する旨の届出又は令第23条の3の2第2項第1号若しくは第2号に掲げる場合に該当する旨の届出があった場合における当該届出書が提出された年月日及び法第30条の5第4項の規定による申請である旨その他必要と認める事項を記載しなければならない。

第十一号様式(在外選挙人証交付記録簿の様式)(第十五条関係)

在外選挙人名簿登録市町村名	フリガナ(ローマ字表記) 氏 名	生年月日	性別	登録地区分	備考
			1. 男 2. 女	1. 最終住所地 2. 本籍地	
//////////					

備考

1 抄本は、在外選挙人名簿に登録されている者についてのみ記載し、登録されなかった者については記載してはならない。

2 「性別」欄及び「登録地区分」欄は、該当する番号に○を付さなければならない。

3 抄本の表紙には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合は、この限りでない。

在外選挙人証交付記録簿	調 製 現 在 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
領事官	年 月 日

4 抄本の巻末には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合は、この限りでない。

この在外選挙人証交付記録簿は、 年 月 日現在において在外選挙人証等受渡簿に基づいて調製したものである。

領事官 在何日本国大使(在何日本国総領事) 氏 名

省公 略印

第十一号様式の二(在外選挙人証交付記録簿の閲覧の申出書の様式)(第十五条の二関係)

在外選挙人証交付記録簿閲覧申出書

年 月 日

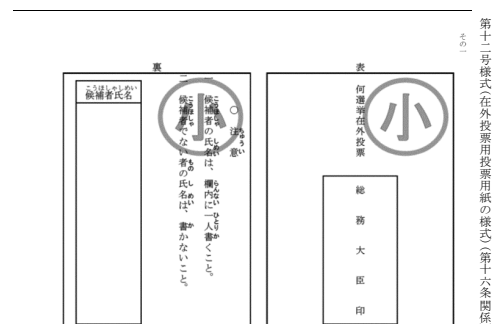
在何日本国大使(在何日本国総領事)あて

申出者 氏 名 _____
 住 所 _____
 (電話番号) _____

下記のとおり、3に記載する者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、在外選挙人証交付記録簿を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 閲覧事項の利用の目的	登録の確認
2 閲覧者の氏名及び住所	申出者と同じ
3 閲覧対象者	(閲覧対象者の氏名を記載すること。)
備考	

備考 この様式は、法第30条の14第1項の規定により、選挙人が、特定の者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために在外選挙人証交付記録簿の閲覧の申出をする申出書の様式である。



表

何選明証外投票

選

総務大臣印

裏

この封筒に封入するものは、何選明証外投票の票です。この封筒に封入するものは、何選明証外投票の票です。この封筒に封入するものは、何選明証外投票の票です。

候補者氏名

表

何選明証外投票

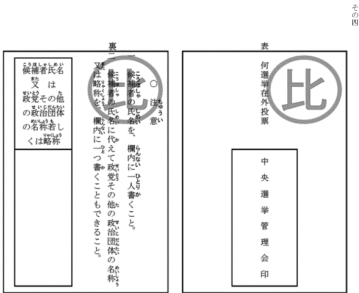
比

中央選挙管理会印

裏

この封筒に封入するものは、何選明証外投票の票です。この封筒に封入するものは、何選明証外投票の票です。この封筒に封入するものは、何選明証外投票の票です。

投票者の氏名



その四

備考

- 一 様式その一は衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その二は参議院選挙区選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その三は衆議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その四は参議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式である。
- 二 様式その一から様式その四までによる投票用紙は、事情の許す限り、色の異なる用紙を使用しなければならない。
- 三 総務大臣の印又は中央選挙管理会の印は、刷り込み式にすることができる。

第十三号様式(令第六十五条の三第一項の規定による在外投票用封筒の様式) (第十七条関係)

その一

表

外封筒

何選挙
在外投票
(外封筒)

登録されている
市町村名
投票者氏名

都(何道府県)何郡(市)(区)
何町(村)

署名

在外選挙人証
の交付番号

総務大臣印
(代理投票の仮投票における代理記載人氏名)

注意 署名は、必ず自分で書いてください。
市町村名、投票者氏名及び在外選挙人証の交付番号は、在外選挙人証に記載されているとおりに記載してください。

裏

投票年月日 何年何月何日

投票場所 何の場所

在外公館の長の名称及びその氏名
在何日本国大使(在何日本国総領事)氏名

立会人の署名
(又は記名押印)

投票用紙等の返還あり

代理投票

表

内封筒

注意 この封筒には、何も書かないでください。
この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をした上、外封筒に入れて更に封をしてください。
投票用紙は折らなくても入ります。

裏

備考

- この様式は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の投票用封筒の様式である。
- 令第41条第1項から第3項までの規定を準用する令第65条の4第4項の場合においては、外封筒の表面下段に代理記載人の氏名を記載しなければならない。
- 在外公館の長は、令第65条の4第3項又は第4項の規定により投票をした者については、外封筒の裏面の「代理投票」の口にレを付けなければならない。
- 在外公館の長は、令第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される令第64条第2項(不在者投票の投票用紙の返還)又は令第65条の17第2項(郵便等による在外投票の投票用紙の返還)の規定により投票用紙等を返還した者については、令第65条の3第3項の規定により投票用紙等を交付しようとする場合においては、外封筒の裏面の「投票用紙等の返還あり」の口にレを付けなければならない。
- 総務大臣の印は、刷り込み式とする。

その二

表

外封筒

何選挙
在外投票
(外封筒)

登録されている
市町村名
投票者氏名

都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)

署名

在外選挙人証
の交付番号

中央選挙管理会印
(代理投票の仮投票における代理記載人氏名)

注意 署名は、必ず自分で書いてください。
市町村名、投票者氏名及び在外選挙人証の交付番号は、在外選挙人証に記載されているとおりに記載してください。

裏

投票年月日 何年何月何日

投票場所 何の場所

在外公館の長の名称及びその氏名
在何日本国大使(在何日本国総領事)氏名

立会人の署名
(又は記名押印)

投票用紙等の返還あり

代理投票

表

内封筒

注意 この封筒には、何も書かないでください。
この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をした上、外封筒に入れて更に封をしてください。
投票用紙は折らなくても入ります。

裏

備考

- この様式は、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の投票用封筒の様式である。
- 令第41条第1項から第3項までの規定を準用する令第65条の4第4項の場合においては、外封筒の表面下段に代理記載人の氏名を記載しなければならない。
- 在外公館の長は、令第65条の4第3項又は第4項の規定により投票をした者については、外封筒の裏面の「代理投票」の口にレを付けなければならない。
- 在外公館の長は、令第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される令第64条第2項(不在者投票の投票用紙の返還)又は令第65条の17第2項(郵便等による在外投票の投票用紙の返還)の規定により投票用紙等を返還した者については、令第65条の3第3項の規定により投票用紙等を交付しようとする場合においては、外封筒の裏面の「投票用紙等の返還あり」の口にレを付けなければならない。
- 中央選挙管理会の印は、刷り込み式にすることができる。

第十四号様式(令第六十五条の十一第一項の規定による在外投票用封筒の様式)(第十七条関係)

その一

表

外封筒

郵便等による在外投票
(外封筒)
投票記載年月日 何年何月何日
投票記載場所 何 国
上記の年月日及び場所において自ら投票の記載をしました。
投票者氏名 署名 在外選挙人証の交付番号
注 意 投票記載年月日、投票記載場所及び署名をそれぞれもれなく記載してください。

裏

総務大臣印

表

内封筒

(内封筒)
注 意 この封筒には、何も書かないでください。
この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をした上、外封筒に入れて更に封をしてください。
投票用紙は折らなくても入ります。

裏

備考

1 この様式は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の投票用封筒の様式である。

2 総務大臣の印は、刷り込み式とする。

その二

表

外封筒

郵便等による在外投票
(外封筒)
投票記載年月日 何年何月何日
投票記載場所 何 国
上記の年月日及び場所において自ら投票の記載をしました。
投票者氏名 署名 在外選挙人証の交付番号
注 意 投票記載年月日、投票記載場所及び署名をそれぞれもれなく記載してください。

裏

選挙管理委員会印

表

内封筒

(内封筒)
注 意 この封筒には、何も書かないでください。
この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をした上、外封筒に入れて更に封をしてください。
投票用紙は折らなくても入ります。

裏

備考

1 この様式は、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の投票用封筒の様式である。

2 中央選挙管理会の印は、刷り込み式にすることができる。

第十五号様式（令第六十五条の三第一項及び第六十五条の十一第一項の規定による投票用紙等請求書の様式）（第十八条関係）
その二（在外公館等における在外投票用の投票用紙等請求書）

投票用紙等請求書
(在外公館等における在外投票)

公職選挙法第49条の2第1項第1号（最高裁判所裁判官国民審査法においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の選挙又は審査において、在外投票を行いたいので、公職選挙法施行令第65条の3第1項（最高裁判所裁判官国民審査法施行令においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

(投票用紙等を請求する選挙又は審査)
☐衆議院小選挙区選出議員選挙
☐衆議院比例代表選出議員選挙
☐最高裁判所裁判官国民審査
☐参議院選挙区選出議員選挙
☐参議院比例代表選出議員選挙

年 月 日

氏 名	
在 外 選 挙 人 証 の 交 付 番 号	

何在外公館の長 あて
注 意
1 投票用紙等を請求する選挙又は審査について□にレを付してください。
2 「年 月 日」には、投票用紙等を請求する日を書いてください。
3 「氏名」欄には、在外選挙人証に記載されている氏名を正確に書いてください。
4 在外選挙人証を必ず提示してください。
5 附帯（所持していない場合は在外公館の長の求める身分証明書等）をあわせて提示してください。

投票用紙等請求書
(郵便等による在外投票)

公職選挙法第49条の2第1項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により、
今回の

衆議院小選挙区選出議員選挙	において、在外投票を行いた
衆議院比例代表選出議員選挙	
最高裁判所裁判官国民審査	
参議院選挙区選出議員選挙	
参議院比例代表選出議員選挙	

いので、公職選挙法施行令第65条の11第1項（最高裁判所裁判官国民審査法施行令においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

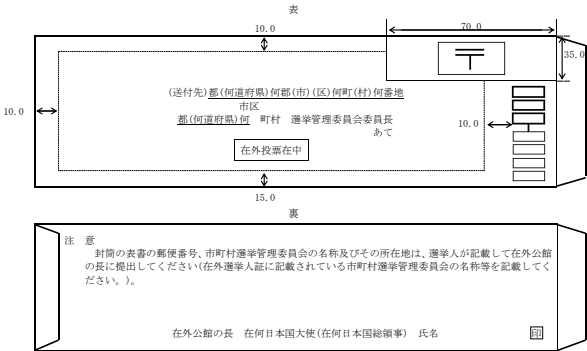
年 月 日

氏 名	
署 名	
在 外 選 挙 人 証 の 交 付 番 号	

市区町村 選挙管理委員会委員長 あて
注 意
1 [] 内から、投票用紙等を請求する選挙又は審査の種類を選んで○印で圈んでください。
2 「年 月 日」には、投票用紙等を請求する日を書いてください。
3 「氏名」欄には、在外選挙人証に記載されている氏名を正確に書いてください。
4 「署名」欄は、必ず自分で書いてください（在外選挙人名簿登録申請時の署名を書いてください。）。
5 在外選挙人証を必ず同封してください。
6 投票用紙等は、在外選挙人証の「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付され、在外選挙人証の「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、在外選挙人証に記載されている住所に送付されます。
7 在外選挙人証に記載されている住所又は住所以外の送付先が住所又は在留届の緊急連絡先と異なる場合は、あらかじめ住所を管轄する在外公館まで変更の届出を行ってください。
8 投票用紙等の送付先を変更する場合は、在外選挙人証とともにあらかじめ住所を管轄する在外公館まで届けてください。
9 市区町村選挙管理委員会委員長には、あなたの在外選挙人証を発行している市区町村選挙管理委員会委員長の名称（在外選挙人証に記載されている市区町村選挙管理委員会委員長の名称）を書いてください。

その二（郵便等による在外投票用の投票用紙等請求書）

第十六号様式(令第六十五条の七第一項に規定する他の適当な封筒(送付用封筒)の様式)(第二十一条関係)



- 備考
- 1 寸法の単位は、ミリメートルとする。
 - 2 郵便番号記入枠は、上図の位置に表示しなければならない。
 - 3 あて名は、封筒の端辺から所定の間隔を空けて点線の内側に記載しなければならない。
 - 4 封筒の右上部の「〒」の位置は切手等をはり付ける位置なので、あて名等は記載してはならない。
 - 5 封筒の表面の投票が在中する旨の記載は、朱書きしなければならない。

第十七号様式(在外公館等における在外投票に関する調査の様式)(第二十二条関係)

何選挙

在外公館等における在外投票に関する調査

何在外公館(何出張駐在官事務所)

区 分		人 数		等 備	考
1 総務大臣から交付を受けた投票用紙及び投票用封筒 (イ)	投票用紙	投票用封筒			
	枚	組			
2 公職選挙法施行令第65条の3第1項の規定による申請により投票用紙及び投票用封筒を交付した者 (ロ)	人	〔うち投票者 人〕			
3 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者				人	
4 公職選挙法施行令第65条の17第2項の規定により郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者 (ハ)				人	
5 公職選挙法施行令第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される令第64条第2項の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者				人	
6 残余の投票用紙及び投票用封筒 (イーロ＋ハ)	投票用紙	投票用封筒			
	枚	組			

年 月 日調製

在外公館の長 在何日本国大使(在何日本国総領事) 氏 名

印

- 備考
- 1 選挙区選出議員の選挙及び比例代表選出議員の選挙は別業に調製することとし、表左上にこの様式に記載された内容が何選挙に関するものかを記載しなければならない。
 - 2 表右上の記載については、在外公館等投票記載場所が在外公館以外の場合は、その名称(例：何総領事公邸、何出張駐在官事務所)を在外公館名の右欄に()書きで記載しなければならない。
 - 3 「1 総務大臣から交付を受けた投票用紙及び投票用封筒」欄の「投票用紙」欄及び「投票用封筒」欄には、外務大臣を経由して(他の在外公館の長を経由する場合を含む。)交付を受けたものの数の計から、他の在外公館の長に送付したものの数の計を引いた数を記載しなければならない。
 - 4 外務大臣を経由して(他の在外公館の長を経由する場合を含む。)投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合又は他の在外公館の長に投票用紙及び投票用封筒を送付した場合は、その都度「1 総務大臣から交付を受けた投票用紙及び投票用封筒」欄の「備考」欄に交付を受けた又は送付した相手方の名称及びその数を記載しなければならない。
 - 5 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者がいる場合は、「3 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者」欄の「備考」欄にその者の氏名を記載しなければならない。
 - 6 投票用紙及び投票用封筒を返還した者がいる場合は、「4 公職選挙法施行令第65条の17第2項の規定により郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者」欄又は「5 公職選挙法施行令第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される令第64条第2項の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者」欄の「備考」欄にその者の氏名を記載し、返還後、令第65条の3第1項の規定による申請により行った投票用紙及び投票用封筒の交付等については「2 公職選挙法施行令第65条の3第1項の規定による申請により投票用紙及び投票用封筒を交付した者」欄の「人数等」欄に記載しなければならない。
 - 7 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項がある場合は、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

第十八号様式(在外投票に関する調査の様式)(第二十五条関係)

在 外 投 票 に 関 す る 調 査			
1 公職選挙法施行令第65条の3第1項の規定による申請により在外公館等で投票用紙及び投票用封筒の交付を受けて投票した者		人	備 考
2(1) 公職選挙法施行令第65条の11第1項の規定による申請により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者 人	備 考
(2) (1)のうち公職選挙法施行令第65条の17第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒を返還した者	人		
① うち市町村の選挙管理委員会の委員長に返還した者	人		
(氏 名) (氏 名)			
② うち在外公館の長に返還した者	人		
計		人	
3 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒絶理由	拒絶年月日	備 考
(氏 名) (氏 名)			
計			

何年何月何日調製
何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名 印

備考

1 公職選挙法施行令第65条の11第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人で市町村の選挙管理委員会の委員長又は在外公館の長に投票用紙及び投票用封筒を返還した者がいる場合は、「2(2)」欄にその者の氏名及びその数を記載しなければならない。

2 公職選挙法施行令第53条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人で市町村の選挙管理委員会の委員長に投票用紙及び投票用封筒を返還した者が、返還後、令第65条の11第1項の規定による申請を行った投票用紙及び投票用封筒の交付等については「2(1)」欄に記載しなければならない。

第十八号様式の二(在外選挙人の不在者投票に関する調査の様式)(第二十五条の二関係)

在 外 選 挙 人 の 不 在 者 投 票 に 関 す る 調 査			
1(1) 公職選挙法施行令第53条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者 人	備 考
(2) (1)のうち公職選挙法施行令第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される第64条第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒を返還した者	人		
① うち市町村の選挙管理委員会の委員長に返還した者	人		
(氏 名) (氏 名)			
② うち在外公館の長に返還した者	人		
計		人	
2 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒絶理由	拒絶年月日	備 考
(氏 名) (氏 名)			
計			

何年何月何日調製
何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名 印

備考

1 この様式には、在外選挙人の不在者投票に係る略を記載しなければならない。

2 令第53条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者のうちに期日前投票所において法第50条の規定による仮投票を行った者がある場合には、その者の氏名を1(1)の欄の「備考」欄に記載すること。

3 令第53条の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人で市町村の選挙管理委員会の委員長又は在外公館の長に投票用紙及び投票用封筒を返還した者がいる場合は、「1(2)」欄にその者の氏名及びその数を記載しなければならない。

4 令第65条の11第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人で市町村の選挙管理委員会の委員長に投票用紙及び投票用封筒を返還した者が、返還後、令第53条の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合には、「1(1)」欄に記載しなければならない。

5 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、第19号様式その一の備考17に準ずる。

第十九号様式（指定在外選挙投票区等における投票録の様式）（第二十六条関係）
その一
何 年 何 月 何 日
執 行

何選挙投票所投票録										何投票区	
1 投票所開設場所		何市(区)役所(何町村役場) (何の場所)								告示年月日	
2 投票所の変更		年 月 日 場 所 事 由									
3 投票管理者		氏 名		選任年月日	職務時間		参会時刻		職務を代理等した者の氏名等		
					午前何時～ 午後何時				氏 名		
									午前何時～何時 事由何々		
4 投票立会人		党 派	氏 名	選任年月日	立 会 時 間	参会時刻		辞職の時刻及び理由			
(1) 市区町村の選挙管理委員会の選任した者					午前何時～ 午後何時			午前(後)何時何分 事由何々			
(2) 投票管理者の選任した者					(参会時刻)						
					(参会時刻)						
5 投票所開閉時刻		午前何時開始 午後何時閉鎖									
6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人		党派 氏名									
7 投票の状況		選挙人名簿登録者	選挙当日有権者	投票者	投票所における投票者 (在外選挙人を除く。)		不在者投票者(在外選挙人を除く。)				
		総数			仮投票による投票者		総数		不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数	
		(男)									
		(女)									
		(計)									
(1) 投票用紙再交付者		(氏名) (再交付の事由)									
(2) 決定書又は判決書により投票をした者		(氏名)									
(3) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者		(氏名)									
(4) 点字により投票をした者		人									
(5) 代理投票		選挙人		補 助 者		人					
		(氏 名)		(氏 名)		(氏 名)	人				
(6) 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた公職選挙法第49条の投票		代理投票者数		投票総数		票 内		受理と決定したもの		票	
								不受理と決定したもの			
								不受理又は拒否の決定を受けた者			
								不受理の決定を受けた者		(氏名)	
								代理投票の拒否の決定を受けた者		(氏名)	
(7) 投票拒否の決定をした者		法第50条の投票の拒否		選挙人の氏名		拒 否 の 事 由		仮 投 票 の 有 無			
		法第48条の代理投票の拒否									
8 在外選挙人の投票の状況		在外選挙人名簿登録者		選挙当日有権者		投票者(イ＋ロ＋ハ)					
		(男)									
		(女)									
		(計)									
		投票所における投票者(在外選挙人に限る。)		不在者投票者(在外選挙人に限る。)		在 外 投 票 者					
		総数		仮投票による投票	総数	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数	総数	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数	
		(イ)			(ロ)			(ハ)			

(1) 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた公職選挙法第49条の投票	投票総数	票 内		受理と決定したもの		票
				不受理と決定したもの		票
				不受理又は拒否の決定を受けた者		
	不受理の決定を受けた者			(氏名)		
	代理投票の拒否の決定を受けた者			(氏名)		
(2) 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた公職選挙法第49条の2の投票	投票総数	票 内		受理と決定したもの		票
				不受理と決定したもの		票
				不受理又は拒否の決定を受けた者		
	不受理の決定を受けた者			(氏名)		
	代理投票の拒否の決定を受けた者			(氏名)		
(3) 備 考						
9 投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人	
				2 市区町村の職員	何人	
				3 その他の者	何人	

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏 名
我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
投票立会人 氏 名
投票立会人 氏 名

備考

- この様式は、投票所における投票録の様式である。
- 指定投票区若しくは指定関係投票区等である場合又は公職選挙法施行規則第16条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載しなければならない。
- 選挙人の氏名のみの記載では選挙人を確認することが困難である場合は、住所等を記載して確認することができるようにしなければならない。
- 「選挙当日有権者」には、期日前投票を行った者のうち選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなったものも含まれるものであること。
- 「7 投票の状況」欄は、在外選挙人以外の選挙人の投票の状況を記載しなければならない。
- 「7 投票の状況」欄の「投票者」欄は、投票所における投票者の総数と不在者投票者の総数の計を記載しなければならない。
- 「8 在外選挙人の投票の状況」欄は、在外選挙人の投票の状況を記載しなければならない。
- 「8 在外選挙人の投票の状況」欄の「投票者」欄は、投票所における投票者の総数、不在者投票者の総数及び在外投票者の総数の計を記載しなければならない。
- 在外選挙人について、指定在外選挙投票区の投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「8(3)備考」欄に、「7(1)」欄から「7(5)」欄まで又は「7(7)」欄の記載方法に準じて、記載をしなければならない。
- 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
- 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったときは又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管理者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
- 投票管理者又は投票立会人を交替した場合は、引継ぎに係る書類を添付しなければならない。
- 署名をする投票管理者及び投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 指定関係投票区等である場合は、「7 投票の状況」欄の「不在者投票者」欄及び「7(6)」欄に斜線を引かなければならない。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する選挙人がした法第49条の規定による投票の送致を受けた場合又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。
- 法第55条ただし書に規定するときはあっては、「6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要と認める事項がある場合は、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

その二

何年何月何日
執 行

何選挙共通投票所投票録

1 共通投票所開設場所	年 月 日 場 所 事 由 告 示 年 月 日				
2 共通投票所の変更					
3 投票管理者	氏 名	選任年月日	職 務 時 間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等
			午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者 氏 名 午前何時～何時 事由何々
4 投票立会人	党 派 氏 名	選任年月日	立 会 時 間	参会時刻	辞 職 の 時 刻 及 び 理 由
(1) 市区町村の選挙管理委員 会の選任した者			午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分 事由何々
(2) 投票管理者の選任した者			(参 会 時 刻)		
			(参 会 時 刻)		
5 共通投票所開閉時刻	午前 何時開始		午後 何時閉鎖		
6 投票箱、投票録及び選挙人 名簿を開票管理者に送致す べき投票立会人	党 派 氏 名				
7 投票の状況	投 票 者		仮投票による投票者		
	(男)				
	(女)				
	(計)				
(1) 投票用紙再交付者	(氏名)		(再交付の事由)		
(2) 決定書又は判決書により 投票をした者	(氏名)				
(3) 不在者投票の用紙及び封 筒を返還して投票した者	(氏名)				
(4) 点字により投票をした者					
(5) 代 理 投 票	選 挙 人	補 助 者		人	
	(氏 名)	(氏 名)	(氏 名)		
(6) 投票拒否の決定をした者	代理投票者数		選挙人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無
	法第50条の投票の拒否				
	法第48条の代理投票の拒否				
8 在外選挙人の投票の状況	投 票 者		仮投票による投票者		
	(男)				
	(女)				
	(計)				
備考					
9 共通投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者	何人 何人 何人

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏 名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏 名

投票立会人 氏 名

備考

- 1 この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
- 2 選挙人の氏名のみの記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 3 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
- 4 投票管理者に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務代理者が職務を行ったときは又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等することとなった事由を記入すること。
- 5 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
- 6 「7 投票の状況」欄は、在外選挙人以外の選挙人の投票の状況を記載しなければならない。
- 7 「8 在外選挙人の投票の状況」欄は、在外選挙人の投票の状況を記載しなければならない。
- 8 在外選挙人について、市町村の選挙管理委員会の指定した共通投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「8 在外選挙人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「7(1)」欄から「7(6)」欄までの記載方法に準じて、記載をしなければならない。
- 9 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 10 署名をする投票管理者及び投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 11 法第55条ただし書に規定するときにあつては、「6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- 12 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考17に準ずる。

その三

何年何月何日

執行

何選挙期日前投票所投票録

1 期日前投票年月日	何年何月何日										
2 期日前投票所設置の状況											
(1) 期日前投票所開設場所	何市(区)役所(何町村役場) (何の場所)										
(2) 期日前投票所を設ける期間	何年何月何日から何年何月何日まで										
3 投票管理者	氏名	連任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等						
			午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者 氏名 午前何時～何時 事由何々						
4 投票立会人	党派	氏名	連任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由					
(1) 市区町村の選挙管理委員会の 選任した者				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分 事由何々					
(2) 投票管理者の選任した者			(参会時刻)								
			(参会時刻)								
5 期日前投票所開閉時刻	午前	何時開始	午後	何時閉鎖							
6 投票の状況	投票者				仮投票による投票者						
	(男)										
	(女)										
	(計)										
(1) 投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)										
(2) 決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)										
(3) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)										
(4) 点字により投票をした者	人										
(5) 代理投票	選挙人	補助者									
	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	
	代理投票者数 人										
(6) 投票拒否の決定をした者	法第50条の投票の拒否				選挙人の氏名			拒否の事由			仮投票の有無
	法第48条の代理投票の拒否										
7 在外選挙人の投票の状況	投票者				仮投票による投票者						
	(男)										
	(女)										
	(計)										
	備考										
8 期日前投票所事務従事者	総数	何人	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人	2 市区町村の職員	何人	3 その他の者	何人			

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏 名
我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
投票立会人 氏 名
投票立会人 氏 名

備考

1 この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。

2 選挙人の氏名のみの記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。

3 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。

4 投票管理者に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。

5 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。

6 「6 投票の状況」欄は、在外選挙人以外の選挙人の投票の状況を記載しなければならない。

7 「7 在外選挙人の投票の状況」欄は、在外選挙人の投票の状況を記載しなければならない。

8 在外選挙人について、市区町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「7 在外選挙人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「6(1)」欄から「6(6)」欄までの記載方法に準じて、記載をしなければならない。

9 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。

10 署名をする投票管理者及び投票立会人は、期日前投票所の開鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。

11 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考17に準ずる。